

合併公告

平成 26 年 5 月 23 日

債権者および株主等関係者 各位

東京都中央区晴海一丁目 8 番 10 号
株式会社プラザクリエイト
代表取締役 大島 康広

当社は、平成 26 年 7 月 1 日を効力発生日として、株式会社プラザクリエイトモバイリング（本店所在地 東京都中央区晴海一丁目 8 番 10 号）、株式会社プラザハート（本店所在地 東京都中央区晴海一丁目 8 番 10 号）および株式会社 Qlix（本店所在地 東京都中央区晴海一丁目 8 番 10 号）と合併することといたしました。この合併により、当社は株式会社プラザクリエイトモバイリング、株式会社プラザハートおよび株式会社 Qlix の権利義務全部を承継して存続し、株式会社プラザクリエイトモバイリング、株式会社プラザハートおよび株式会社 Qlix は解散することいたしましたので、下記のとおり公告いたします。

当社は、会社法第 796 条第 3 項、株式会社プラザクリエイトモバイリング、株式会社プラザハートおよび株式会社 Qlix は同第 784 条第 1 項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

また、当社は株式会社プラザクリエイトモバイリング、株式会社プラザハートおよび株式会社 Qlix の全株式を所有しておりますので、この合併による当社の新株式の発行および資本金の額の増加はいたしません。

記

1. 会社法第 796 条第 4 項の規定に基づき、この合併に反対の株主は、本公告掲載の日から 2 週間以内に書面によりその旨をご通知ください。
2. 会社法第 797 条第 1 項の規定に基づき、この合併に反対で、株式買取請求をされる株主は、効力発生日の 20 日前の日から効力発生日の前日までの間に、書面によりその旨および株式買取請求に係る株式の数をご通知ください。
3. この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 箇月以内にお申し出ください。
4. 合併当事会社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
 - (甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済
 - (乙) (丙) : 掲載紙 官報
掲載の日付 平成 26 年 2 月 26 日
掲載頁 95 頁 (号外第 38 号)
 - (丁) : 掲載紙 官報
掲載の日付 平成 26 年 5 月 23 日
掲載頁 61 頁 (号外第 113 号)

甲：東京都中央区晴海一丁目 8 番 10 号
株式会社プラザリエイト
代表取締役 大島 康広

乙：東京都中央区晴海一丁目 8 番 10 号
株式会社プラザリエイトモバイリング
代表取締役 大島 康広

丙：東京都中央区晴海一丁目 8 番 10 号
株式会社プラザハート
代表取締役 大島 康広

丁：東京都中央区晴海一丁目 8 番 10 号
株式会社 Qlix
代表取締役 大島 康広

以上